

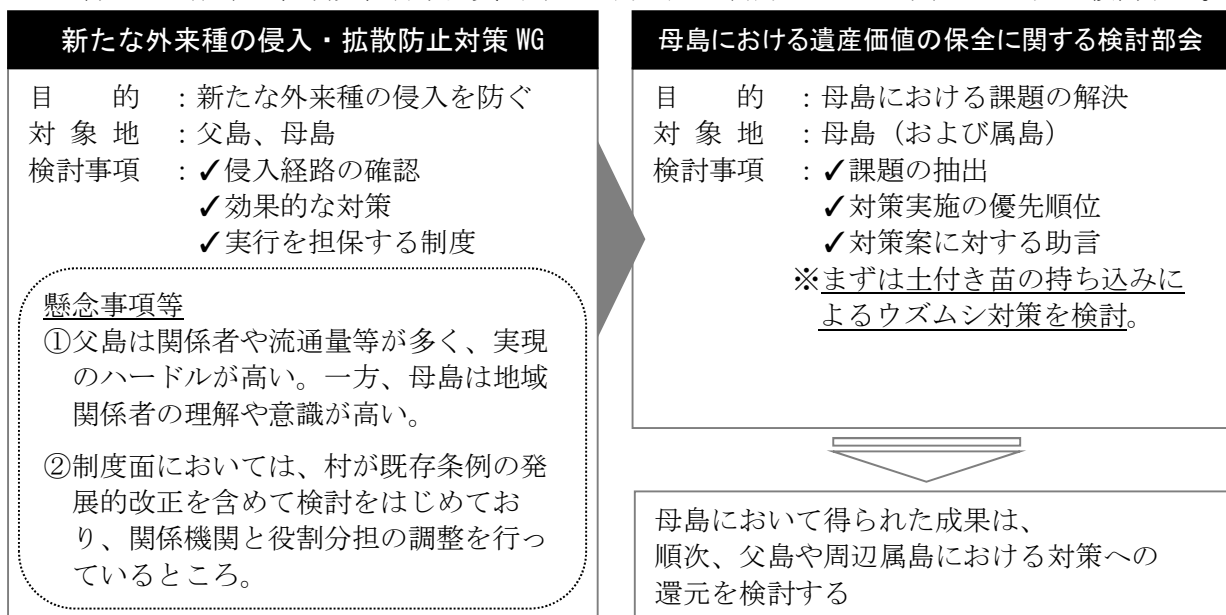
## 母島における遺産価値の保全に関する検討部会の設置について

### 1. 検討部会設置の背景と目的

- 『新たな外来種の侵入防止』は、小笠原における外来種対策の最優先事項であり、これまで科学委員会や地域連絡会議のほか、ワーキンググループを設置するなどして、科学的な知見、地域課題等を踏まえながら、検討を進めてきた。
- 母島は、同じ有人島である父島と比較して外来種の影響が少なく、世界自然遺産としての価値がより多く残っていること、また地域連絡会議参画団体から、母島の課題について議論する場が求められていたことから、環境省では平成29年度に検討会を立ち上げ、遺産価値や課題等の整理を行った。
- 一方、母島の遺産価値を保全管理していくためには、環境省だけでなく、管理機関で科学的な保全管理や課題の検討、課題の優先順位、対策の実施をしていくことが必要であり、その検討にあたっては、科学委員会の助言を得ながら進める必要があることから、検討会を科学委員会の下部の部会に位置づける。
- 部会では「人の暮らしと自然の調和」を目指し、生活や産業との関わりが深い地域における遺産価値の保全や外来種対策のあり方について、特に優先的に議論を行う。体制については、5年程度を目処に見直す。

### 2. 検討事項と結果の反映

- 部会では課題の抽出、対策実施の優先順位、対策案に対する助言を主な検討事項とする。
- 得られた成果は、順次、科学委員会等で父島や周辺属島における対策への還元を検討する。



### 3. 部会構成員 (案)

- 本部会の構成員は以下のとおり。

管理機関	環境省、林野庁、東京都、小笠原村 (事務局)
委員 (五十音順)	可知直毅 (首都大学東京大学院理工学研究科教授) 苅部治紀 (神奈川県立生命の星・地球博物館主任学芸員) 清水善和 (駒澤大学総合教育研究部教授) 千葉 聡 (東北大学東北アジア研究センター教授) 吉田正人 ★座長 (筑波大学大学院世界遺産専攻・世界文化遺産学専攻長教授)
アドバイザー	関係行政機関、地域連絡会議 参画団体 (母島の団体)

## <参考1>

### 母島および母島属島における課題の整理

#### 遺産価値の保全に係るもの

- ・固有維管束植物の保全（母・向・姉・妹・姪・平）
- ・固有陸産貝類の保全（母・向・姉・妹・姪・平）  
（その他、進化の過程を示すものとして）
- ・固有昆虫類の保全（母・向・姉・妹・姪・平）
- ・水生昆虫をはじめとする水域生態系の保全（母）

#### 侵入済みの外来種に係るもの → 現在侵入している島から更なる属島に入れないこと

- ・外来植物（母・向・姉・妹・姪・平）
- ・ネズミ類（母・向・姉・妹・姪・平）
- ・グリーンアノール（母）
- ・ツヤオオズアリ（母）
- ・貝食性プラナリア類（母）
- ・オガサワラリクヒモムシ（母）※属島への侵入状況は判明していない。
- ・オオヒキガエル（母）
- ・アジアベッコウマイマイ（母）

#### 未侵入の外来種に係るもの（非意図的導入への対策）

- ・ニューギニアヤリガタリクウズムシ（母）
- ・その他、ブラックリスト掲載種など

#### 外来種以外の課題

- ・工事にとまなう人為的改変（母）
- ・気候変動

母島および母島属島における遺産価値と保全の現状 -更新版-

青字：保全対策実施中の種  
 赤字：外来種対策実施中の種  
 下線：平成 29 年度検討会資料に  
 追加・修正したもの

・母島および属島における保全対象種と保全対策の実施状況、各分類群に影響を与える外来種は以下のとおり。

	母島	向島	姉島	妹島	姪島	平島	影響を与える外来種
植生◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湿性高木林</li> <li>・湿性型矮性低木林</li> <li>・母島型乾性低木林</li> <li>・モクダチバナ林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母島型乾性低木林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母島型乾性低木林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母島型乾性低木林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母島型乾性低木林</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来植物</li> </ul>
希少植物 (種の保存法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒメタニワタリ</li> <li>・タイヨウフウトウカズラ</li> <li>・ホシツルラン</li> <li>・シマカコソウ</li> <li>・セキモンウライソウ</li> <li>・オキノクリハラン</li> <li>・コキンモウイノデ</li> <li>・ユズリハワダン</li> <li>・ハザクラキブシ</li> <li>・セキモンノキ</li> <li>・ムニンホオズキ</li> <li>・ムニンミドリシダ</li> <li>・オトメシダ</li> <li>・シマツレサギソウ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シマツレサギソウ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・シマカコソウ</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来植物</li> </ul>
環境省RL	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワダンノキ</li> <li>・その他絶滅危惧種</li> </ul>						
陸産貝類◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カタマイマイ類</li> <li>・ヤマキサゴ類</li> <li>・ノミガイ</li> <li>・スナガイ</li> <li>・オカモノアラガイ類</li> <li>・石灰岩地の種群</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カタマイマイ類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カタマイマイ類</li> <li>・ヤマキサゴ類</li> <li>・キセルモドキ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸産貝類の主要系統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カタマイマイ類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤマキサゴ類</li> <li>・エンザガイ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来植物</li> <li>・ネズミ類</li> <li>・ツヤオオズアリ (母)</li> <li>・貝食性プラナリア類</li> </ul>

	母島	向島	姉島	妹島	姪島	平島	影響を与える外来種
昆虫類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オガサワラシジミ</li> <li>・ハナダカトンボ</li> <li>・カミキリムシ類</li> <li>・ゴミムシ類</li> <li>・ヒメカタゾウムシ類</li> <li>・直翅（バッタ）目</li> <li>・オガサワラセセリ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒメカタゾウムシ類</li> <li>・オガサワラセセリ</li> <li>・オガサワラネプトクワガタ</li> <li>・固有タマムシ類</li> <li>・固有カミキリムシ類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒメカタゾウムシ類</li> <li>・オガサワラセセリ</li> <li>・固有タマムシ類</li> <li>・固有カミキリムシ類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒメカタゾウムシ類</li> <li>・オガサワラセセリ</li> <li>・固有タマムシ類</li> <li>・固有カミキリムシ類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒメカタゾウムシ類</li> <li>・オガサワラセセリ</li> <li>・固有タマムシ類</li> <li>・固有カミキリムシ類</li> <li>・オガサワライトトンボ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒメカタゾウムシ類</li> <li>・オガサワラセセリ</li> <li>・固有タマムシ類</li> <li>・固有カミキリムシ類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来植物</li> <li>・グリーンアノール(母)</li> <li>・オオヒキガエル(母)</li> </ul>
ほ乳類、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オガサワラオオコウモリ</li> <li>・アカガシラカラスバト</li> <li>・オガサワラノスリ</li> <li>・カワラヒワ</li> <li>・メグロ</li> <li>・海鳥繁殖地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アカガシラカラスバト</li> <li>・オガサワラノスリ</li> <li>・カワラヒワ</li> <li>・メグロ</li> <li>・海鳥繁殖地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オガサワラノスリ</li> <li>・カワラヒワ</li> <li>・海鳥繁殖地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オガサワラノスリ</li> <li>・カワラヒワ</li> <li>・メグロ</li> <li>・海鳥繁殖地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カワラヒワ</li> <li>・海鳥繁殖地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カワラヒワ</li> <li>・海鳥繁殖地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来植物</li> <li>・ノネコ(母)</li> <li>・ネズミ類</li> </ul>
土壌動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌動物</li> <li>・陸生フナムシ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌動物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌動物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌動物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌動物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌動物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来植物</li> <li>・オガサワラリクヒモムシ(母)</li> <li>・オオヒキガエル(母)</li> </ul>
陸水生物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オガサワラカワニナ</li> <li>・オガサワラヌマエビ</li> <li>・オガサワラモクズガニ</li> <li>・オガサワラクロベンケイガニ</li> <li>・オガサワラヨシノボリ</li> <li>・オガサワラコツブムシ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オガサワラモクズガニ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・固有陸水生物生息の可能性あり</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来植物</li> <li>・オオヒキガエル(母)</li> </ul>

## ＜参考 2＞

### 小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会 母島部会設置要綱(案)

#### (目的)

第1条 世界遺産に登録された小笠原諸島の母島及び母島属島における生態系保全を適正に進めるために、科学的な観点から保全管理に対する助言を得る必要がある。そのため、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会に、学識経験者による「母島部会」(以下「部会」とする。)を設置する。

#### (検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 母島及び母島属島の世界自然遺産地域としての価値の保全に関する事項
- (2) 母島及び母島属島の自然環境の保全管理に関する事項
- (3) 保全管理のための調査研究・モニタリングに関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

#### (構成)

第3条 部会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 委員  
事務局長から依頼された学識経験者
- (2) 管理機関  
関東地方環境事務所  
関東森林管理局  
東京都  
小笠原村
- (3) オブザーバー  
関係行政機関  
母島を拠点とする地域連絡会議の構成団体  
その他座長が必要と認める者

#### (委員)

第4条 委員は毎年度改選し、委嘱は事務局長が書面をもって行う。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとする。

#### (運営)

第5条 部会は、座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、部会への出席を求めること

ができる。

- 4 部会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、希少種の生育位置情報を含むなど、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第6条 部会の事務局は関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都及び小笠原村によって構成し、庶務は関東地方環境事務所が務める。必要に応じ、庶務の一部を外部機関に請け負わせることができる。

- 2 事務局長は、関東地方環境事務所長が務める。

(見直し)

第7条 部会は5年毎に見直すこととし、事務局は平成35年に部会の継続、検討事項等について検討する。

(附則)

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。